

令和2年7月8日

茨城県宅地建物取引業協会 様

下記事項につきまして、貴協会の皆様の御協力をいただければ幸甚です。

記

1 賃貸契約者への注意喚起

アパートやマンション月極駐車場等の契約者に対し

茨城県内で自動車盗が多発しており、バー式ハンドルロックやタイヤロック等、複数の防犯対策が効果的であること

等について注意喚起をお願いします。

2 経営者・管理者への注意喚起

アパートやマンション、駐車場等の経営者や管理者に対し

防犯灯や防犯カメラの設置

等の提案をお願いします。

3 ヤード条例等の周知

「茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例」は平成29年4月1日から施行されておりますが、同条例の第6条には、ヤードとして土地や建物を売却又は貸付けする場合

契約締結前に相手方の使用目的等を確認すること

契約後、盗難車を解体している事実が判明した場合は催告することなく契約を解除すること

などが規定されております。

また、他の法令においては、盗難車を取り扱っていることを知りながら家賃収入を得た場合、所有者等も処罰の対象となり得ることが規定されておりますので、これらについて土地や建物の所有者、管理者等の方々への周知をお願いします。

4 警察への通報

自らが管理する、又は所有する土地や建物において、見知らぬ車両や人物、不審な金属音等を見聞きした場合には、速やかに警察へ通報していただくようお願い致します。

5 チラシの活用

アパートやマンション、月極駐車場等の契約者や経営者等に対する注意喚起として、チラシをご活用願います。

参考

○茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例

第6条 （土地等の譲渡等をする場合の措置）

第1項 県内に所在する土地又は建物（以下「土地等」という。）の所有者は、ヤード内自動車解体を行おうとする者（ヤード内自動車解体者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該土地等の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとするときは、当該土地等の譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該土地等を盗難自動車のヤード内自動車解体の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。ヤードを設置した者が、ヤード内自動車解体を行おうとする者に対し当該ヤードの譲渡等をしようとするときも、同様とする。

第2項 何人も、自己が譲渡等をしようとしている土地等が盗難自動車のヤード内自動車解体の用に供されることとなることを知って、当該土地等の譲渡等をしてはならない。

第3項 ヤード内自動車解体を行おうとする者に対し、土地等の譲渡等をしようとする者は、当該土地等の譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

第1号 当該土地等を盗難自動車のヤード内自動車解体の用に供してはならない旨

第2号 当該土地等が盗難自動車のヤード内自動車解体の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該土地等を買戻すことができる旨

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第11条 （犯罪収益等収受）

情を知って、犯罪収益等を収受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを収受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを収受した者は、この限りでない。

茨城は全国平均約7倍の犯罪率

自動車盗被害

4年連続

全国ワースト

乗用車

プリウス
ランドクルーザー
アルファード
ヴェゼル
クラウン
ヴェルファイア
ハリアー 等

被害多発車両

貨物車

エルフ
ハイエース
フォワード
ハイゼット
キャンター
ファイター 等

盗難防止対策

鍵をかけた状態でも約9割が被害
イモビライザ付き車両も多数被害

《車両への対策》

- バース式ハンドルロック
- タイヤロック
- 警報装置
- GPS装置
- 電波遮断ポーチ
- スマートキー節電モード

自宅会社敷地内、アパート・マンション駐車場での被害が多い

《保管場所への対策》

- 防犯カメラ
- センサーライト
- 門扉等の施錠
- 安全な駐車場選び



※バース式ハンドルロックは取扱説明書に記載された正しい方法での装着をお願いします。



バース式ハンドルロック



タイヤロック



門柱チェーン

違法ヤードの発見にご協力を!

違法ヤードは、盗んだ自動車を隠し解体などを行う自動車盗犯罪の温床となっています。

※ ヤードとは、高い鉄板などの塀で囲まれて中の様子が見えず、自動車の解体を行う施設です。



一見利用されていないが

- 自動車の解体音や自動車部品が散乱している。
- トラック等への車枠、エンジン等を搬出している。
- 深夜から早朝にかけて不特定の車両が入る。



このような施設は、盗難自動車を扱う違法なヤードの可能性があります。

倉庫等の所有者の方へ

泥棒に貸すことがないように

- 契約の際、使用目的を確実に確認し、書面に残しましょう。
- あらかじめ盗難車を取り扱ったら契約を解除する旨を契約書に盛り込みましょう。
- 契約後に盗難車を取り扱っていたら警察に通報しましょう。

※盗難車の取扱いを知らながら、家賃収入を得た場合は処罰の対象になります。



**あやしい施設だな、おかしい施設だなと思ったら、
警察へのご一報をお願いいたします。**

※検挙に結びついた通報には、一定の条件のもと3万円までの報奨金が出ます。

茨城県警察本部（029-301-0110）又は最寄りの警察署へ



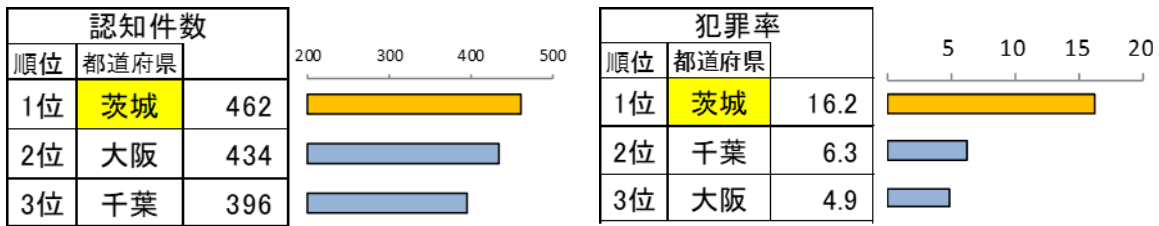


いばらき防犯ファイル R² No.33

令和2年6月末の自動車盗難事件認知状況

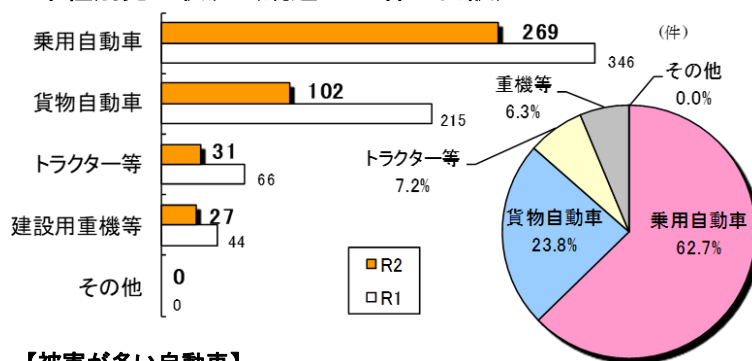
認知件数 462 件(前年比 -259 件)

● 全国順位

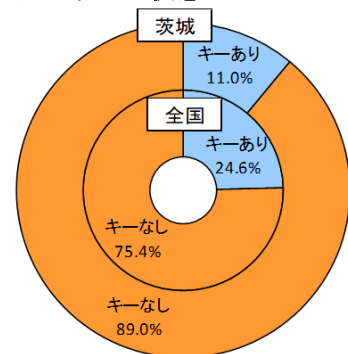


※犯罪率：人口 10 万人当たりの認知件数

● 車種別発生状況（既遂 429 件の内訳）



● キーの状態



【被害が多い自動車】

- ・乗用車：プリウス、ランドクルーザー、アルファード、ヴェゼル、クラウン、ハリアー 等
- ・貨物車：エルフ、ハイエース、フォワード、ハイゼット、キャンター、ファイター 等
- ・トラクター、油圧ショベルなどの特殊車両の被害も目立っています。

※被害車両の約9割が車内にキーが無い状態(施錠中含む。)で被害に遭っています。



防犯メモ

- ☆ 保管場所に、**防犯カメラ**や**音**や**光**を発する盗難防止装置等を設置しましょう。
- ☆ 駐車場に扉が有る場合は、夜間は、必ず扉を閉め**鍵**をかけましょう。
 ※南京錠が破壊される事案も発生しています。頑丈な鍵を複数使用するなどの対策を行いましょう。
- ☆ 車両への盗難防止装置（**警報器**・**バー式ハンドルロック**等）の設置や、**GPS 装置**等、複数の防犯対策を行いましょう。

※イモビライザ搭載車も多数被害に遭っています。



**ドアロックだけでは愛車を守れません！
 万全な防犯対策で被害を未然に防ぎましょう！**



茨城県警察



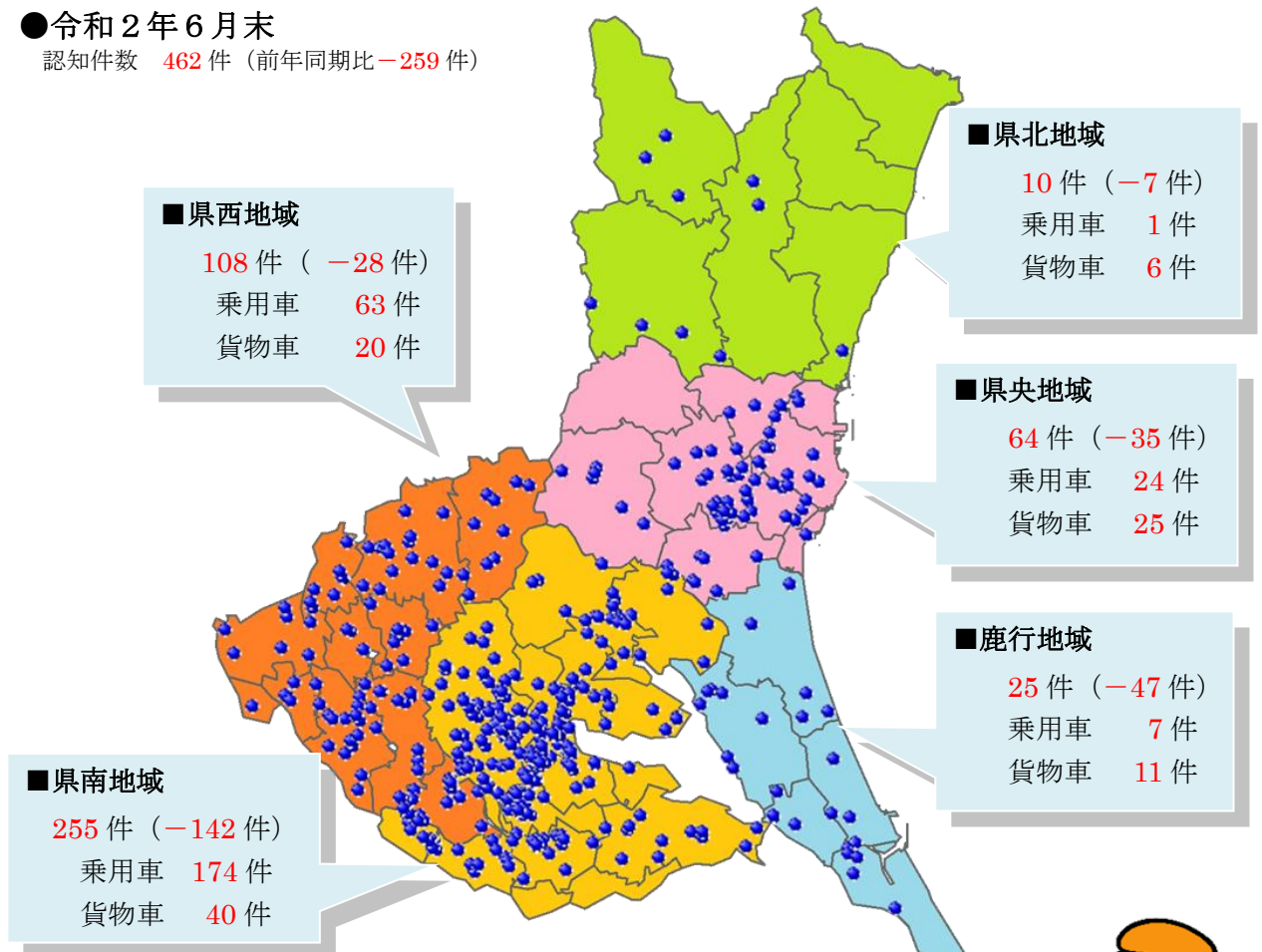


いばらき防犯ファイル R.2 No.34

自動車盗地域別認知状況

●令和2年6月末

認知件数 462件（前年同期比－259件）



【多発市町村】

地域	市町村	認知件数	乗用車	貨物車
県南	つくば市	81件	62件	9件
県南	土浦市	38件	26件	7件
県南	牛久市	30件	26件	2件
県央	水戸市	28件	17件	8件
県西	坂東市	19件	12件	5件
県南	龍ヶ崎市	17件	14件	2件

自動車盗難事件が多発しています！

万全な防犯対策で被害を未然に防ぎましょう！

